

平成25年度（2013年度）町田市一般会計補正予算（専決第1号）の専決
処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙
のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年(2014年)3月10日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

平成25年度（2013年度）町田市一般会計補正予算（専決第1号）
に関する専決処分書

平成25年度（2013年度）町田市一般会計補正予算（専決第1号）を別紙のとおり定める
ことにつき、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成25年（2013年）12月26日

東京都町田市長 石 阪 丈 一

平成25年度（2013年度）町田市一般会計補正予算（専決第1号）

平成25年度（2013年度）町田市一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169,396千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,541,207千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年（2013年）12月26日専決処分

東京都町田市長 石 阪 丈 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 都 支 出 金		千円 17,232,668	千円 169,396	千円 17,402,064
	3. 委 託 金	1,061,167	169,396	1,230,563
歳 入	合 計	135,371,811	169,396	135,541,207

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総 務 費		千円 18,839,153	千円 169,396	千円 19,008,549
	4. 選 挙 費	574,130	169,396	743,526
歳 出	合 計	135,371,811	169,396	135,541,207